ハ　基準事業年度の直前事業年度又は設立後最初の事業年度から基準事業年度の直前事業年度までの事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書（第九条第一号イに掲げるもののうち、売上高成長率に係るものに該当するものであることを証する場合に限る。）

［削る］

ニ　基準日における株主名簿

ホ　常時使用する従業員数を証する書面

［削る］

ヘ　イからホまでに掲げるもののほか、参考となる書類

二　［略］

三　前項の特定新規中小企業者により発行される株式を同項の個人が払込みにより取得したことを証する書類として次に掲げる書類

イ～ハ　［略］

ニ　外部からの投資を受けて事業活動を行うに当たり、個人からの金銭による払込みを受けて株式を発行するときに、その株式の発行による資金調達を円滑に実行するために必要となる投資に関する契約を締結した契約書の写し

ニ　基準事業年度の直前事業年度又は設立後最初の事業年度から基準事業年度の直前事業年度までの事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書（第九条第一号イに掲げるもののうち、売上高成長率に係るものに該当するものであることを証する場合に限る。）

ホ　基準事業年度の確定申告書に添付された法人税法施行規則第三十四条第二項に規定する別表二の写し（設立後最初の事業年度を経過している場合に限る。）

ヘ　基準日における株主名簿

ト　常時使用する従業員数を証する書面

チ　組織図（第九条第一号ロ又はハに掲げるものに該当するものであることを証する場合に限る。）

リ　イからチまでに掲げるもののほか、参考となる書類

二　［略］

三　前項の特定新規中小企業者により発行される株式を同項の個人が払込みにより取得したことを証する書類として次に掲げる書類

イ～ハ　［略］

ニ　外部からの投資を受けて事業活動を行うに当たり、個人からの金銭による払込み（商法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第百二十八号）附則第七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた新株引受権付社債に係る同法による改正前の商法第三百四十一条ノ八第二項第六号に規定する払込みを除く。）を受けて株式を発行するときに、その株式の発行による資金調達を円滑に実施するために必要となる投資に関する契約（当該新規中小企業者が商法の一部を改正する法律（平成九年法律第五十六号）附則第八条の規定による改正前の特定新規事業実施円滑化臨時措置法（平成元年法律第五十九号。以下この号において「旧新規事業法」という。）第八条第一項又は商法の一部を改正する法律附則第十条の規定による改正前の特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成二年法律第三十五号。以下この号において「旧通信・放送開発法」という。）第八条第一項の決議をしたこれらの規定に規定する認定会社である場合には、当該決議により特に有利な発行価額で新株の発行を受ける者とされた当該認定会社の取締役若しくは使用人である個人又は当該取締役若しくは使用人である個人の相続人で旧新規事業法第八条第六項又は旧通信・放送開発法第八条第六項の規定により当該決議があったものとみなされたものと締結する投資に関する契約を除く。）を締結した契約書の写し

ホ　［略］

3～5　［略］

第十三条　特定新規中小企業者（第十一条第一項の確認を受けていないものに限る。）は、前条第一項の確認に加え、第十一条第一項第一号又は第二号及び第三号に該当することについて、都道府県知事の確認を受けることができる。この場合においては、前条第一項の様式第六による申請書に代えて、様式第七による申請書を都道府県知事に提出するものとする。

2　第十一条第二項及び第三項の規定は、前項の確認の申請について準用する。この場合において、第十一条第二項第一号中「前項第一号」とあるのは「第十一条第一項第一号」と、同項第二号中「前項第二号及び第三号」とあるのは「第十一条第一項第二号及び第三号」と、「申請日」とあるのは「基準日（第十二条第二項第一号ロに規定する基準日をいう。）」と、同条第三項中「新規

ホ　［略］

3～5　［略］

第十三条　特定新規中小企業者（第十一条第一項の確認を受けていないものに限る。）は、前条第一項の確認に加え、第十一条第一項各号のいずれかに該当することについて、都道府県知事の確認を受けることができる。この場合においては、前条第一項の様式第六による申請書に代えて、様式第七による申請書を都道府県知事に提出するものとする。

2　第十一条第二項及び第三項の規定は、前項の確認の申請について準用する。この場合において、第十一条第二項第一号中「前項第一号」とあるのは「第十一条第一項第一号」と、同項第二号中「前項第二号」とあるのは「第十一条第一項第二号」と、「申請日」とあるのは「基準日（第十二条第二項第一号ハに規定する基準日をいう。）」と、同条第三項中「新規中小企業者」とあるの